

岩手県告示第38号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和元年5月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

1（1） 区域名 番台ー1

（2） 指定の区域 一関市舞川（別紙図面のとおり。）

（3） 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊

（4） 土砂災害特別警戒区域に係る（3）の自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 別紙図面のとおり

。

2（1） 区域名 運南田

（2） 指定の区域 一関市花泉町金沢（別紙図面のとおり。）

（3） 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊

（4） 土砂災害特別警戒区域に係る（3）の自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 別紙図面のとおり

。

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県県土整備部砂防災害課及び県南広域振興局一関土木センター並びに一関市役所に備えておいて縦覧に供する。